平成２６年（フ）第２５９７号
千葉県千葉市花見川区幕張町５丁目235―201
債務者　川俣　貴史
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　　翔
4　破産債権の届出期間　平成26年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年８月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５９８号
千葉県野田市大殿井49―６
債務者　堀江　政幸
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横木　雅俊
4　破産債権の届出期間　平成26年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年８月22日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７０８号
東京都世田谷区等々力６丁目20―１―104
債務者　堀口　健二
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　香代
4　破産債権の届出期間　平成26年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年８月22日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７０９号
東京都世田谷区等々力６丁目20―１―104
債務者　堀口　雅美
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　香代
4　破産債権の届出期間　平成26年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年８月22日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７５４号
東京都世田谷区桜１丁目14―10
債務者　前中　　透
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀内　徹也
4　破産債権の届出期間　平成26年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年８月22日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７９８号
東京都国立市谷保4269
債務者　長田谷　眞
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　惠木　大輔
4　破産債権の届出期間　平成26年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年８月22日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６１６号
東京都中野区本町６丁目17―12　第２松倉ハイム101
債務者　森田　　守
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　　寛
4　破産債権の届出期間　平成26年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年８月28日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６４０号
東京都港区赤坂６丁目19―50―215
債務者　吉岡敬一郎
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大泉　健志
4　破産債権の届出期間　平成26年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年８月28日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８５１号
千葉県佐倉市臼井1254―３―102
債務者　猪俣　　崇（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　太陽
4　破産債権の届出期間　平成26年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年８月28日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６３０号
東京都葛飾区柴又５丁目44―10　ベルサイオンⅡ201
債務者　山崎　法彦
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村裕一郎
4　破産債権の届出期間　平成26年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６３１号
東京都葛飾区柴又５丁目44―10　ベルサイオンⅡ201
債務者　山崎　朋代
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村裕一郎
4　破産債権の届出期間　平成26年４月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２３０号
京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地13棟204号
債務者　奥田　唯之
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２３２号
京都市中京区衣棚通丸太町下る玉植町231番地　コーポフナコシ303号
債務者　草野　明美
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２４８号
京都市南区久世中久世町２丁目82番地
債務者　松井　鈴春
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１８４号
堺市東区高松225番地１　ひだまり106号
債務者　石田　正則
法定代理人成年後見人　松井　勇二
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係